

[事案 24-95] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に虚偽の説明を受けたとして、契約の取消しおよび既払込保険料の返還等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 3 月に一時払保険料(730 万円)を払い、終身保険に加入したが、これは、募集人(銀行員)から、以下のとおり誤った説明を受けて加入したものであるため、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 払込保険料に対して毎年 1%の利息がもらえ、加入の 5 年後に解約すると解約払戻金が同程度となり、10 年後に解約すると払込保険料よりも 50 万円上回るなどと説明を受けたが、実際には違っていた。
- (2) 募集人は、私(契約者)と妻の意向や申出を全く無視して、私の定期預金の全額を本契約の保険料に充当させる計画を作り、妻を呼び出すこともなく自分だけを呼び出して、短時間のうちに加入させた。
- (3) 加入の際、募集人は、本契約がクーリング・オフすることが可能である旨の説明をしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 加入の際、募集人は、申立人の意向を確認したうえで、パンフレット、契約締結前交付書面および設計書を用いて本契約の説明をし、特に、中途解約の元本欠損リスクについては十分な説明を行っており、申立人の主張するような説明は行っていない。
- (2) 加入の際、募集人は、本契約をクーリング・オフするにあたっては、申込後 8 日以内に申出る必要があることを説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が本契約を、払込保険料に対して毎年 1%の利息がもらえ、加入の 5 年後に解約すると解約払戻金が払込保険料と同程度となり、10 年後に解約すると払込保険料よりも 50 万円上回るなどと説明を受けた旨主張していることから、同主張の契約と錯誤していた(民法 95 条)と主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面、および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 以下の事実から、募集人が設計書の記載に反して、解約払戻金および累積追加額の説明をしたものと認めることは困難である。
 - ① 申立人は、募集人が、設計書を用いて説明をしたことを認めているが、設計書の表に

よれば、本契約の解約払戻金は、積立利率の変動幅が契約締結時と同水準の場合、5年後には一時払保険料と同程度となり、10年後には一時払保険料に50万円を加算した額程度になることが認識できる。

- ②申立人は、一時払保険料に対して毎年1%の追加額となる「累積追加額」に加えて、加入の5年後または10年後の解約払戻金も受領できるものと錯誤した旨主張しているものと解することができるが、設計書記載の解約払戻金額には「累積追加額」が含まれる旨明記された上で、カッコ書きの累積追加額が記載されており、募集人が、これに反して、解約返戻金および累積追加額の説明をしたものと認めることは困難である。
- (2)申立人は積立利率の変動幅にかかわらず、解約払戻金が、5年後には一時払保険料と同額になり、10年後には一時払保険料よりも50万円高くなると錯誤していた旨主張しているものと解することもできるが、以下の事実から、そのように錯誤していたものと認めることは困難である。
- ①設計書の解約払戻金を説明した表中には、積立利率の変動幅が契約締結時と同水準の場合に加え、0.5%上昇した場合および0.3%下落した場合の解約払戻金額も併記されている。
- ②申立人が受領した旨の署名捺印のある、「保険商品のご提案にあたって」と題する書面においては、提案する保険商品は預金ではなく、元本の返済が保障されているものではない旨記載されている。
- ③加入時に、募集人が読み上げ、申立人が自らチェックしたことを認めている意向確認書において、申立人は、諸費用・リスク等に関し十分な説明を受け理解した旨、および解約払戻金額が一時払保険料を下回る可能性があることを理解した旨のチェックをし、署名捺印している。
- ④仮に、上記のそれぞれの点につき、申立人に錯誤があると認められるとしても、加入の際に設計書ないしパンフレットの記載に従った説明がなされていることから、申立人には錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から本契約の無効を主張することはできない。
- (3)申立人は、加入時に、募集人からクーリング・オフの説明を受けなかった旨主張しているが、申立人が受領し、その説明を受けたものと認められる契約締結前交付書面において、注意喚起情報として、申込後8日以内であればクーリング・オフできる旨が、分かりやすく説明されており、この主張は認められない。
- (4)なお、申立人は、申立人の妻を呼び出さず、申立人だけを呼び出したことも問題としているが、意思能力に問題のない成人である申立人が、自身の名義の定期預金を原資として、自身の名義で契約を締結するのに、妻にも説明する義務があったとは認められない。